

# 名古屋言語研究会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は「名古屋言語研究会」(Nagoya Linguistic Society)と称する。
- 第2条 本会は日本語学・言語学ならびに関連諸分野の研究に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 研究集会
  2. 機関誌の発行
  3. その他必要な事業
- 第4条 本会は諸事業を推進するため運営委員会および事務局を置く。

## 第2章 会員

- 第5条 会員は、本会の趣旨に賛同し所定の手続きを経て本会に登録された個人及び団体とする。
- 第6条 会員は諸種の会合及び事業の通知を受け、事業に参加することができる。また、所定の手続きを経て、研究集会で研究発表し、機関誌に投稿することができる。

## 第3章 運営

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- |        |     |
|--------|-----|
| 会長     | 1名  |
| 副会長    | 2名  |
| 事務局長   | 1名  |
| 運営委員   | 若干名 |
| 会計監査委員 | 1名  |
- 第8条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長および運営委員から構成される。
- 第9条 会長、副会長、および事務局長は運営委員会で選出され、運営委員は会員より選出される。
- 第10条 運営委員会は次の任務を遂行する。
1. 機関誌および会報誌の編集・刊行にかかわる事項の決定
  2. 研究集会にかかわる事項の決定
  3. 予算案および収支決算案の作成
  4. その他運営委員会が必要と認めた事項
- 第11条 運営委員会の中に編集委員会を置くことができる。委員は運営委員会の議を経て





※お振込みの際は、必ず「ご依頼人」(振込者名)がわかるようにお願いいたします。

2. 退会時は事務局に連絡する。原則として、事務局からの連絡に対し 3 年以上応じない(会費の未納なども含む)場合、退会とする。
  
3. 問い合わせ先

nagoya.gengoken@gmail.com

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町

名古屋大学大学院人文学研究科日本語学研究室・言語学研究室

(2007年3月31日制定)

(2022年3月31日改訂)